

特定小型原動機付自転車貸渡利用規約

貸渡者

大阪府大阪市天王寺区生玉町3-10

株式会社アド近鉄

第1章：利用規約

第2章：貸渡契約

第3章：使用

第4章：返還

第5章：故障・事故・盗難時の措置

第6章：賠償・保険

第7章：解除

第8章：プライバシーポリシー

第9章：雑則

第1章 貸渡利用規約

第1条

当社はこの貸渡利用規約（以下「利用規約」という）に定めるところにより、特定小型原動機付自転車の運転者である借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。尚利用規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。

第2条

当社が利用規約の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応じた場合、その特約が利用規約に優先する。

第3条

非対面方式貸出を含め当社は借受人に利用規約を通知し、利用規約に対する借受人の同意の意思は貸渡契約に掛かる専用アプリと当社が管理するURLウェブサイト（以下「専用アプリ等」という）によって示されるものとする。

第4条 特定小型原動機付自転車（以下「電動キックボード」という）に関する利用規約の適用

1. 道路交通法を遵守すること。

●https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric_mobility/electric_kickboard.html

●<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>

2. 電動キックボードを運転するのに運転免許は不要だが16歳未満の者が運転することは禁止されている。そのため必要な身分証明書を有しており、かつ、乗車前に借受人本人の有効な身分証明書のアップロードが必要となる。また、乗車時にはアップロードした借受人の有効な身分証明書を常に携帯すること。アップロードした身分証明書に不備や不明点がある場合、また写真が不明瞭な場合には、安全運行の確認の目的のために、ただちに乗車中の電動キックボードは当社の管理システムを通じて強制的に停止させられることがある。

3. 電動キックボードの又貸しは禁止されていること。

4. 乗車前にスマートフォン上で当社が提供している交通ルール等に関するテストまたは動画視聴を完了すること。なんらかの方法で動画視聴を完了せずに電動キックボードを起動させて乗車した場合には、当社はただちにその電動キックボードを強制的に停止または中止する。

5. 借受人はアップロードして当社に登録した運転免許証の記載（住所変更などを含む）に変更が生じた場合、新しい運転免許証のアップロードをすること。

6. 走行に危険を感じたらすぐに下車し押して歩くこと。

7. 実施区域（ジオフェンス）の設定により弊社のアプリケーション（以下「専用アプリ」という）上の規定走行エリアのみ走行可能であることを認識すること。

8. 道路交通法により特定小型原動機付自転車の乗り入れが禁止されているエリアでの走行は違反となることを認識すること。

9. 歩道を走行しないこと。走行できるのは車道、自転車専用通行帯に限られること。

10. 自転車専用通行帯が設けられている箇所では、車道ではなく自転車専用通行帯を走行すること。

11. 電動キックボードの実施区域の中には、走行できないエリアや道路があること。利用前に専用アプリで確認すること。

12. 車専用道路であるアンダーパスについては、追突事故が発生しやすいので迂回すること（アンダーパスとは交差する線路や道路の下を通過する道路）。特に実施区域内の地下道路（地下アンダーパス）は迂回すること。

13. 駐停車禁止に注意すること。当社のポート以外で駐車する場合には電動キックボードが駐車可能な駐車場や駐輪場のみとすること。

14. 電動キックボードはパーキングメーターの利用はできないこと。

15. 電動キックボードが実施区域外（ジオフェンス外）に出てしまった場合には、直ちに電動キックボードを降りて車両を押して歩くこと。

16. 電動キックボードを走行禁止エリアで乗車する場合には違反对象となること。

17. 電動キックボードで交通違反や交通事故を起こした借受人は自分で罰金・反則金を払うこと。そうしない場合には当社や警察から連絡がくること。

18. 二人乗りは禁止であること。
19. 酒気帯び運転は禁止であること。
20. 身体、健康面に関して不安事項がないこと。
21. 危険運転はしないこと。
22. 以上の項目を遵守せずに電動キックボードに乗車し、当社が利用中の電動キックボードを強制的に停止または中止した場合には、当社は貸渡料金の返金には一切応じない。
23. 事故発生時はすぐに当社（車体に電話番号が貼ってある）と保険会社（車体に電話番号が貼ってある）、および警察（110番）に連絡すること。
24. 駐停車違反による罰金や反則金、また車体の移送費用等が発生した場合には、費用は借受人が自己負担すること。
25. 当社が借受人より取得した個人情報については、個人が特定されない範囲で、走行データやアンケート結果を関係省庁などに提出することがあること。ただし、必要に応じて特定の個人情報を関係省庁などに提出する可能性があること。
26. カメラ映像で後日発覚した場合も警察への届出・処分の対象となること。GPSでの走行履歴の解析も行われていること。
27. 当社は借受人から取得した個人情報を大切に管理し、法令に基づき開示が必要である場合を除き、個人情報を第三者に開示しないこと。

第2章 貸渡契約

第1条 貸渡契約の締結等

当社は借受人に、利用規約・プライバシーポリシー・料金等の貸渡条件（以下「貸渡条件」という）を専用アプリ等によって明示し、貸渡契約は借受人が利用規約に専用アプリを用いて同意した時に成立されるものとする。

借受人は貸渡契約の締結にあたり、利用規約で借受人の義務と定められた事項を遵守するものとする。

当社は貸渡契約の締結にあたり、借受人の身分証明書の写真を撮影する事によって運転免許証の記載事項を記録することがある。

当社は貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、身分証明書の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがある。

当社は貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、専用アプリの利用登録を行うため、緊急連絡先として携帯電話番号を専用アプリに入力する事を求めるものとする。

借受人は、必ず自身で本サービス登録の申請を行わなければならない、代理人を通じて本サービス登録の申請を行うことはできない。

当社が別途承諾する場合を除き、借受人が重複して複数の本サービス登録の申請を行うこと、又は、既に借受人の地位にある者が新たに本サービス登録の申請を重複して行うことはできない。

借受人は、本サービス登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければならない。

借受人は、自身が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかである場合は、本サービス登録の申請を行うことについて、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意を得なければならない。

借受人は、自身が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同様。）、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている者である場合は、本サービス登録の申請を行うことはできない。

貸渡契約の締結にあたり、借受人は利用に対する対価として、利用が終了したときに当社の定める方法で利用料を支払うものとする。

当社は貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し専用アプリにクレジットカード情報の入力を求めることがある。

当社は、借受人が利用規約に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとする。借受人が予約時間を5分過ぎても借り受けた場所に現れない場合には予約を取り消すものとする。

借受人が本サービス登録の申請を完了し、当社がその裁量により当該借受人による本サービスの利用を認めた場合、当社が当該借受人による本サービスの利用を可能化した時点で、借受人の登録ユーザーとしての本サービス登録が完了し、借受人と当社の間で、本規約に従った本サービスの利用に係る契約（以下「利用契約」という）が成立するものとする。

借受人は、本サービス登録の申請に際して当社に提供した登録情報（支払方法を含みます。また、本サービス登録の完了後に変更を行った登録情報を含みます。）について変更が生じた場合には、その旨を直ちに当社の別途定める方法で当社に連絡し、かかる変更に関して当社から要求された資料を提出するものとする。

借受人は、本サービスからの退会を希望する旨を当社の別途定める方法でその旨を当社に連絡するものとし、当社の判断により借受人による退会が認められた場合には当社の別途定める方法により本サービスを退会し、借受人としての本サービス登録を取り消すことができる。但し、利用料金の支払い、モビリティの返却その他の本規約に基づく義務の履行その他本サービスの退会に関して当社が別途求める手続について未完のものがある場合には、本サービスの退会及び借受人としての本サービス登録の取り消しを行うことができない場合がある。この場合、借受人はかかる未完の手続の履行を本規約に従って遅滞なくかつ円滑に行い、完了した後、改めて退会を希望する旨を当社の別途定める方法で当社に連絡しなければならない。

第2条 貸渡拒絶

1. 当社は借受人が次の各号に該当する場合には貸渡契約を拒否、解除できるものとする。

- (1) 電動キックボードの運転に必要な身分証明書を有していないとき。
- (2) 酒気帯びと認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) 暴力団、暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき。
- (5) 利用規約に違反する行為があったとき。
- (6) 借受人が16歳未満の場合。

2. 前項に関わらず次の各号の場合にも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消すものとする。

- (1) 不測の事態により、貸渡しできる電動キックボードがないとき。
- (2) その他、当社が不相当と認めたとき。

第3条 貸渡料金

貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとする。

貸渡料金は専用アプリ内に記載がある。貸渡料金は予告無く変更する場合がある。

借受人が電動キックボードを指定の場所、または指定のポートに返却しなかった場合には当社の定める指定外返却料金が加算され、当該電動キックボードを指定返却場所に移動する費用として、借受人に別途3万円を請求する。

走行エリアであるジオフェンスの圏外、または走行禁止エリアでは、電動キックボードは自動的に停止し、アクセル操作ができなくなるが課金は継続される。

予告なく各種キャンペーン料金、クーポン料金が適用になる場合がある。

第3章 使用

第1条 借受人の管理責任

借受人は、当社の定める専用アプリ等の操作によって電動キックボードを解錠することにより、当該モビリティの利用を開始することができる。

借受人は電動キックボードの引渡時から当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、社会通念上妥当とされる範囲において電動キックボードを管理する。

借受人は当社が定める場所で、当社が指定する返却手続を完了することにより、電動キックボードを当社に返却するものとする。

第2条 日常点検整備

1. 借受人は、借り受けた電動キックボードを使用する前に 車体外観並びに日常点検整備状態の確認を行い、異常が認められる場合は直ちに当社または借り受けた場所へ報告をする。

主に下記の不具合がある場合には乗車しないこと。

- (1) ブレーキの作動の有無
- (2) ハンドルの操作の不具合の有無
- (3) スロットルレバーの作動が適切であるか
- (4) 前輪及び後輪の切傷、著しい摩耗の有無
- (5) 警音器(ベル)の作動の有無
- (6) 後部のリフレクターの有無
- (7) 前照灯の点灯の有無
- (8) 制動灯の点灯の有無
- (9) 方向指示器の有無
- (10) 自動車登録番号標（ナンバープレート）の有無
- (11) ディスプレイ表示の有無
- (12) 車両にスマートフォンホルダーがついている場合、スマートフォンホルダーが車両に緩みなく固定されているか
- (13) 車両本体およびアプリ等に表示されるバッテリー残量
- (14) 登録ユーザーがアプリ等を表示している、およびインストールなどしているスマートフォンのバッテリー残量
- (15) その他の不具合の有無

第3条 禁止行為

1. 当社は借受人に対し、電動キックボードの使用中に以下の行為を禁ずる。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) 貸渡条件に同意する事で貸渡契約を締結した借受人本人以外に使用運転させること。
- (3) 転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。
- (4) 自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又は改造等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾なく、各種テスト若しくは競技等に使用、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反して使用すること。
- (7) 日本国外に持ち出すこと。
- (8) その他（1）から（7）に類似する行為、及び第2章 貸渡契約の締結等に違反する行為をすること。

第4条 違法駐車、その他の交通違反

1. 借受人は電動キックボードに関し、道路交通法に定める違法駐車やその他の交通違反をしたときは、違反後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に110番に電話し出頭すること。自らの責任と負担で違反に係る反則金等及び違反に伴う車両輸送費用等の諸費用を納付（以下「違反処理」という）し、必要に応じて免許の行政処分（累積点数）を自己申告すること。当社は一切の違反処理を行わない。

当社は、警察から電動キックボードの違法駐車の連絡を受けたときは借受人に連絡し、速やかに電動キックボードを移動させ、電動キックボードの借受期間満了時又は当社の指示する時までに管轄警察署に出頭、違反処理を行うよう指示を行い、借受人はこれに従うものとする。なお当社は、電動キックボードが警察により移動された場合には、当社の判断により自ら電動キックボードを警察から引き取る場合があり、その費用を借受人に請求する。

当社が必要と認めた場合は、警察及び公安委員会に対して借受人の個人情報を含む資料を提出する。

借受人は以下の場合において当社が指定する期日までに費用を支払う。

- (1) 借受人が違反処理を行わなかった場合に発生する違反罰則金。
- (2) 借受人や車両を探索する必要性が生じた場合に発生する探索費用。
- (3) その他放置違反金相当額

第5条 利用条件

1. 以下の各号に該当する借受人は電動キックボードを利用できないものとする。

- (1) 身長が**140cm**未満の場合
- (2) 利用時点で満**16**歳以上であることを確認できる当社所定の公的な本人確認書類又は身分証明書（借受人自身のものに限る。）を当社が定める方法により提出し、当社所定の交通ルールの周知のためのプロセスを完了していない場合。
- (3) 本利用規約に定める事項を遵守できないおそれがある場合。
- (4) その他、電動キックボードの利用を認めることが適当でないと当社が判断した場合。

2. 借受人は、電動キックボードを利用する場合には、以下の各号に定める事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) モビリティの乗車開始までに当社所定の方法で点検を行うこと。
- (2) 特定小型原動機付自転車に適用される道路交通法その他の法令等の規定（ヘルメットの着用に関する規定を含む。）に従うこと。
- (3) 法令等で認められる場合を除き歩道上で走行しないこと。
- (4) サービス提供エリア（当社が本サービスを提供する地域として、専用アプリ等で指定する地域）内で走行するものとし、サービス提供エリア外の場所及び法令等で走行が禁止されている場所（その場所の管理者が走行を禁止している場所を含む。）で走行しないこと。
- (5) サービス提供エリア外の場所、法令等で駐輪又は駐停車（以下「駐停車等」という）が禁止されている区域内の場所、法令等で走行が禁止されている場所、貸出および返却場所以外の第三者が所有し、又は管理する土地上又は建物内の場所であって、かかる土地又は建物の所有者又は管理者が駐停車等を禁止している場所、歩行者、自動車その他の車両の通行の妨げになる場所、その他の駐停車等をすることが不適切であると合理的に判断される場所（以下これらの場所を総称して「駐停車禁止区域」という）において電動キックボードを駐停車等しないこと
- (6) 無謀な運転（片手での運転等）、飲酒運転をしないこと

- (7) 電動キックボードを運転するのに適した服装で乗車すること
- (8) 歩行者、自動車その他の車両の通行の迷惑となる行為をしないこと
- (9) 使用中は常に本サービスに利用する専用アプリをインストールしたスマートフォンの電池残量を保ち、通信可能な状態とすること
- (10) 電動キックボードを破損、分解、改造しないこと
- (11) 破損した電動キックボードで走行しないこと
- (12) 電動キックボードを各種テスト若しくは競技、牽引又は後押しに利用しないこと
- (13) 電動キックボードをシェアリングする目的から逸脱するような態様で、長期間、特定の電動キックボードの占有をしないこと
- (14) 当社所定の方法以外で電動キックボードを解錠又は施錠しないこと
- (15) 複数人で1台の電動キックボードを同時に乗車しないこと
- (16) 身体・健康面に関して不安事項のある状態で電動キックボードに乗車しないこと
- (17) その他当社ウェブサイト又は専用アプリで表示する電動キックボードの乗車方法その他の本サービスの利用方法に従うこと

第4章 返還

第1条 借受人の返還責任

借受人は電動キックボードを借受期間満了時に所定の場所に返還する。

借受人は天災その他の不可抗力により借受期間満了時に電動キックボードを返還することができないとき、または困難な場合は直ちに緊急ダイヤルに連絡し、その指示に従う。

第2条 電動キックボードの確認等

借受人は電動キックボードを通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとする。

借受人は電動キックボードの返還にあたり、車両内に遺留品がないことを確認して返還し、当社は返還後の遺留品について保管の責を負わない。

非対面方式貸出において返還後の車体損傷が認められた場合、借受人は当社に対し現状復帰費用を速やかに支払う。またその場合、当社は借受人に対し根拠を提示する。

第3条 電動キックボードの返還がない場合の措置

1. 当社は借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続のほか、電動キックボードの所在を確認するのに必要な措置を実施する。

(1) 借受期間が満了したにも関わらず当社の返還請求に応じないとき。

(2) 借受人の所在が不明である等、不返還と認められるとき。

2. 前項各号に該当する場合に当社は、借受人に貸渡契約を解除する旨の意思表示を行った上で当社は電動キックボードを回収できるものとし、借受人は電動キックボードの回収に一切異議を述べず、また、何らの法的手続も取らないことを約束するものとする。

前項に該当する場合、当社は借受人に対し借受人及び電動キックボードの探索・回収に要した費用等を請求する。

3. 借受人が、当利用規約に違反して、使用中の電動キックボードを駐停車禁止区域に駐停車等した場合、又は電動キックボードが放置されたものと当社が判断した場合には、借受人は、当社の指示に従い、直ちに駐停車禁止区域外への電動キックボードの移動、撤去された電動キックボードの回収その他の措置をとるものとし、当社は、電動キックボードの移動、保管、引取りその他の措置をとることができるものとする。また、使用中の電動キックボードに対し放置車両確認標章が取り付けられた場合、借受人は、法令等に従い、直ちに警察に出頭し、違反の処理を受けるものとする。

4. 借受人は、前項の措置について当社に対して異議を述べないものとし、当利用規約に定める違約金に加えて、当社が当該行為に関連して負担する一切の費用（電動キックボードを引き取る際に発生する撤去作業にかかる手数料、有料駐車場又は有料駐輪場利用料、駐停車違反による罰金又は反則金等を含む。）及び本規約に基づき電動キックボードの返却が行われるまでの間に生じた利用料金を、当社に支払うものとする。借受人は、当社が、本項に定める金額をクレジットカード決済による方法その他の当社所定の方法により決済を行うことに同意するものとする。

第5章 故障・事故・不正利用・盗難時の措置

第1条 電動キックボードの故障、およびバッテリー切れ

借受人が電動キックボードの使用中に異常または不具合や故障を発見したときは直ちに運転を中止し、カスタマーサポートに電話し、その指示に従うものとする。

借受人は、電動キックボードの損傷、整備不良その他の不具合（以下「損傷等」という）を発見した時は、直ちに当社に連絡し、また、当該電動キックボードの利用を中止すること。当社は、必要に応じて、当該電動キックボードの利用の停止その他の措置をとるものとし、借受人は、当社の指示に従うものとする。なお、当社が電動キックボードの利用の継続が不可能であると判断して電動キックボードの利用の中止を指示したときは、使用が終了し、借受人は、その時点までの期間に相当する利用料金を支払うものとする。

電動キックボードの損傷等が借受人の故意又は過失によるものであると当社が判断した場合、借受人は、当利用規約に定める違約金に加え、当社が当該行為に関連して負担する一切の費用（電動キックボードの回収及び修理のための費用等を含む。）及び当該電動キックボードを当社が貸し渡すことができなかった期間の逸失利益相当額その他当社に生じた一切の損害を賠償しなければならないものとする。借受人は、当社が、本項に定める金額をクレジットカード決済による方法その他の当社所定の方法により決済を行うことに同意するものとする。

電動キックボードの使用中に電動キックボードのバッテリーの残量がなくなった場合であっても、使用期間は終了しないものとし、借受人は当該電動キックボードの返却までの期間に応じた利用料金を支払うものとする。借受人は、当社が、本項に定める金額をクレジットカード決済による方法その他の当社所定の方法により決済を行うことに同意するものとする。借受人は、かかる場合でも電動キックボードを移動させ、当利用規約に従って返却しなければならないものとする。但し、やむを得ない場合には、当社に連絡の上、その指示に従うものとする。

第2条 事故

1. 借受人は、電動キックボード使用中に事故が発生したときは直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとり、次に定める措置をとるものとする。

(1) 直ちに事故の状況等を警察（110番）に電話で報告する。また、カスタマーサポートと保険会社緊急ダイヤルに電話し事故報告し、その指示に従うこと。

(2) 事故に関して当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(3) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。

(4) 借受人は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとする。

当社は借受人のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

第3条 不正利用

借受人により、当利用規約への違反その他の使用以外の目的による電動キックボードの占有若しくはこれに類似する行為が行われていると当社が判断した場合、又は、使用が継続している場合であって、利用料金の支払状況その他の事情を考慮して、当社に対する利用料金の支払いが適切になされない可能性があるとして当社が判断した場合、当社は、当該借受人に対して、電動キックボードの当社への返却の請求、電動キックボードの回収、本サービスからの強制的な退会その他の措置を実行できるものとする。この場合、借受人は、当利用規約に定める違約金に加えて、当社が当該行為に伴って要した一切の費用及び本項に定める事由により当社が電動キックボードを貸し出すことができなかった期間の逸失利益その他当社に生じた一切の損害を賠償しなければならないものとする。借受人は、当社が、本項に定める金額をクレジットカード決済による方法その他の当社所定の方法により決済を行うことに同意するものとする。

第4条 盗難

- 借受人は、使用中に電動キックボードの盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。
 - 直ちに最寄りの警察に110番通報すること。
 - 直ちに被害状況等をカスタマーサポート、および保険会社緊急ダイヤルに電話で報告し、その指示に従うこと。
 - 盗難・被害に関して当社及び当社が契約している保険会社等の調査に協力し、当社及び保険会社等が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - 盗難が借受人の故意又は過失によるものであると当社が判断する場合、借受人は、当利用規約に定める違約金に加えて、当社が当該行為に関連して負担する一切の費用（代替の電動キックボードを調達する費用、電動キックボードの捜索について発生する費用等を含む。及び当利用規約に定める事由により当社が電動キックボードを貸し出すことができなかった期間の逸失利益その他当社に生じた一切の損害を賠償しなければならないものとする。借受人は、当社が、本項に定める金額をクレジットカード決済による方法その他の当社所定の方法により決済を行うことに同意するものとする。

第5条 利用不能による貸渡契約の終了

借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）により電動キックボードが使用できなくなった場合、貸渡契約は終了するものとする。
故障等が借受人の責に帰する事由により生じた場合、借受人は電動キックボードの引取及び修理等に要する費用を負担し、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとする。
故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替電動キックボードの提供または貸渡料金の返還を受けて契約を終了させることができるものとする。
故障等が借受人及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合、当社は受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
借受人は本条に定める措置を除き、電動キックボードを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとする。

第6章 賠償・保険

第1条 借受人による賠償

借受人が電動キックボードを使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、借受人はその損害を賠償するものとする。
借受人は、本規約に違反することにより又は本サービスの利用に起因して第三者又は当社に損害を与えた場合（電動キックボードの事故により損害を与えた場合、貸出および返却場所（本サービスの提供のために当該貸出および返却場所に当社が設置する設備を含む。）又はその周辺施設若しくは周辺設備等を損壊した場合を含む。）、その損害を賠償する責任を負うものとする。
当社が借受人に代わり第三者に対して前項の損害を賠償した場合、当社は、借受人に対し求償することができるものとする。
借受人が、借受人による本サービスの利用に関連して他の借受人、外部サービス事業者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、借受人の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとする。
借受人による本サービスの利用に関連して、当社が、他の借受人、外部サービス事業者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、借受人は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければならない。

第2条 保険

借受人は事故において損害保険契約を利用できる。但し保険利用においては、利用規約禁止事項に抵触していないことを前提とし、補償に関しては保険会社の定める損害保険利用規約に基づく。免責事由該当時に当社は代替補償を行わない。
保険金が給付されない損害及び前項の定める給付保険金額を超える損害については、借受人の負担とする。
当社が前項に定める借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は直ちに当社に支払額を弁済する。
保険金の免責額に相当する損害については、借受人の負担とする。
損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含む。
損害保険契約を利用する場合、交通事故の発生及び車両盗難時、借受人は直ちに管轄の警察又は派出所へ届け出を行い、緊急ダイヤルへもその旨を伝える。
事故において示談交渉を行った場合は損害保険契約の対象外となり、事故処理並びに損害補償は借受人の負担となる。
盗難事故は補償対象外となり、借受人は現状復帰相当額を弁済する。
自損事故の場合、借受け人は当社に車両全損の補償として10万円を弁済する。

第7章 解除

第1条 貸渡契約の解除

当社は、借受人が借受期間中に利用規約に違反した時、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちに電動キックボードの返還を請求することができるものとする。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しない。

第8章 プライバシーポリシー

第1条

当社は、借受人の個人情報及び利用情報（以下、取得情報）については、重要な情報資産として、適正かつ公正な方法で収集を行うとともに、以下にしたがい、適切に利用、管理、保護するものとする。本章に記載がない事項については、当社ホームページに定めるとおりとする。

第2条 個人情報と利用情報の利用目的

1. 個人情報とは、第1条により定義された「取得情報」をいい、住所、氏名、電話番号、生年月日、年齢、性別、メールアドレス、運転免許証の情報、マイナンバーの情報、クレジットカード情報、オンライン決済サービス情報、その他の特定の個人を識別することができる情報を含む。

取得情報とは、電動キックボードのレンタルサービス、その他の当社が運営するサービス（以下「本サービス」という）の利用に関する以下の情報をいう。

利用された本サービスの内容、位置情報、利用日時、利用回数、本サービス利用時の挙動などの利用内容・履歴・状況に関する情報、および、本サービスに関する決済状況に関する情報を含む。

当社が借受人の取得情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。

- (1) 借受人に本サービスの提供をするため。
- (2) 借受人の本人確認及び審査をするため。
- (3) 取得情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

第3条 取得情報の開示

当社は、借受人から取得情報の開示の請求があった場合には、借受人本人であることを確認し、合理的な範囲で速やかに対応する。

第4条 取得情報の第三者への開示について

1. 当社は、以下に定める場合、取得情報を第三者に開示するものとする。

- (1) 借受人の同意を得た場合。
- (2) 法令に基づく場合。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、借受人の同意を得ることが困難である場合。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、借受人の同意を得ることが困難である場合。
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合において、借受人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (6) 合併、会社分割、事業譲渡その他の事由により取得情報を含む事業の承継がなされる場合。
- (7) 当社が、利用目的の達成に必要な範囲内において取得情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合。

第5条 免責

ハッカー等による不当な行為により、損害が生じた場合については、当社は責任を負わない。

第6条 苦情対応

当社は、取得情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な対応をする。

第7条 取得情報の取扱いに関する問い合わせ窓口

大阪府大阪市天王寺区生玉町3番10号

株式会社アド近鉄

第9章 雑則

第1条 相殺

当社は、利用規約に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとする。

第2条 遅延損害金

借受人は、利用規約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第3条 利用規約

当社は、予告なく利用規約を改訂することができるものとする。

当社は、利用規約及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、当社が管理するURLの利用規約上、または専用アプリの利用規約上にこれを記載するものとする。

第4条 一般的な遵守事項

1. 借受人は、自己の責任において、本サービスの利用に際し借受人本人による利用であることを認証するために必要であると当社が定めた情報（以下「アカウント情報」という）を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとする。アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は借受人が負うものとする。借受人は、アカウント情報が盗まれ、又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとする。

借受人は、本サービスを利用するために必要な、スマートフォン、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持を借受人の費用と責任において行うものとし、借受人の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとする。借受人は、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、専用アプリその他のソフトウェア等を借受人のコンピューター等にインストールする場合には、借受人が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとする。

借受人は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。また、借受人は、故意又は過失によらず、以下の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、直ちに当社に連絡しなければならない。

(1) 当社、又は他の借受人、外部サービス事業者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含む。）

(2) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為

(3) 法令等又は当社が所属する業界団体の内部規則に違反する行為

(4) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為

(5) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為

(6) 当社のモビリティシェアリングシステムや当社ウェブサイトに対するウェブスクレイピング<web scraping>、ウェブクローラー<web crawler>、ウェブスパイダー<web spider>等名称の如何を問わずコンピュータソフトウェア技術を用いウェブサイトから自動的に情報を収集する処理。その他、システムに過度の負荷を掛け、又は安定したサービス提供に支障をきたすおそれがある一切の行為

(7) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為

第5条 借受人の誓約

借受人は、反社会的勢力等のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとする。

第6条 保証の否認及び免責

当社は、電動キックボードの利用可能性（利用可能な電動キックボード及びポートの存否、バッテリー残量、破損の有無等を含むが、これらに限られない。）について、如何なる保証も行うものではない。本サービスは現状有姿で提供されるものであり、当社は、本サービスについて、特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、如何なる保証も行うものではない。

借受人は、電動キックボードの走行にあたり、道路交通法その他の法令等の規定を自らの責任において遵守するものとします。かかる規定に違反したことにより登録ユーザーが損害を被った場合、又は、電動キックボードの事故により借受人が損害を被った場合（かかる規定への違反の有無を問わない。）、当社は一切の責任を負わない。

借受人が、当社から直接又は間接に、本サービス、専用アプリ、当社ウェブサイト、本サービスの他の借受人その他の事項に関する何らかの情報を得た場合であっても、当社は、借受人に対し、本規約において規定されている内容を超えて、如何なる保証も行うものではない。

本サービスは、外部サービスと連携することがあるが、かかる連携を保証するものではなく、本サービスにおいて外部サービスと連携できなかった場合でも、当社は一切の責任を負わない。

本サービスが外部サービスと連携している場合において、借受人は外部サービス利用規約を自己の費用と責任で遵守するものとし、借受人と当該外部サービスを提供する外部サービス事業者との間で紛争等が生じた場合でも、当社は当該紛争等について一切の責任を負わない。

借受人は、本サービスを利用することが、借受人に適用のある法令等、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、借受人による本サービスの利用が、借受人に適用のある法令等、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではない。

本サービス、専用アプリ又は当社ウェブサイトに関連して借受人と借受人、外部サービス事業者その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、借受人の責任において処理及び解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負わない。

当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、借受人の連絡若しくは通知又は情報の削除又は消失、借受人の本サービス登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、当社による本規約に基づく借受人に対する措置、その他本サービスに関連して借受人が被った損害につき、賠償する責任を一切負わない。

専用アプリ若しくは当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンクが提供されている場合又は他のウェブサイトから専用アプリ若しくは当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当該他のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わない。

当社は、借受人との間の連絡又は通知その他の借受人に関する情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではなく、当社はいつでもこれらの情報を削除できるものとする。なお、当社はかかる情報の削除に関連して借受人に生じた損害について一切の責任を負わない。

当社が、本規約に基づきなされた債務不履行又は本サービスの提供に際してなされた不法行為により、借受人に対して損害賠償責任を負う場合には、前各項の定めその他本規約において当社の責任を免除する条項は適用されないものとする。但し、その場合において、当社が故意又は重過失である場合を除き、当社の損害賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去1ヶ月の期間に借受人から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とする。

第7条 有効期間

利用契約は、借受人について本サービス登録が完了した時点に効力を生じ、当該借受人の本サービス登録が取り消された時点又は本サービスの提供が終了した時点のいずれか早い時点まで、当社と借受人との間で有効に存続するものとする。

第8条 合意管轄裁判所

この利用規約及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の所在地を管轄する裁判所のみをもって合意管轄裁判所とする。

第9条 協議解決

当社及び借受人は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。